

岐阜市立網代小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定
平成30年3月 改定
平成31年4月 改定
令和元年8月 改定
令和2年4月 改定
令和3年4月 改定
令和4年4月 改定
令和5年4月 改定
令和6年4月 改定

はじめに

ここに定める「網代小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針である。

この基本方針を受け、本校では、「ソーシャルスキルトレーニング」「人権啓発ビデオの視聴」「全校道徳授業」などを柱として、毎月、いじめ防止推進の取組を行っている。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な形態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても該当児童や周辺状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われ

るものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ~誰も一人ぼっちにさせない~

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

・「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の趣旨や基本理念を踏まえ、全ての教職員が一

致協力して、組織的な指導体制により対応する。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

（6）保護者の責務等

- ・保護者はその保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止などのための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

（1）魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力・自浄力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、共同学習等の教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・「いじめを見逃さない日」「いじめ防止強化週間」の取組を工夫し、推進する。
- ・生活をよりよくするための児童会活動の充実を図る。

（常時活動、キャンペーン活動、いじめを見逃さない日の取組）

（2）安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り体制の整備）

- ・問題行動等に対しては、共通理解に基づく共通行動により組織的に対応する。
- ・個のよさやがんばりを認め価値付けること（学級通信や短学活の充実）また、互いのよさを認め合う視点を与える指導や望ましい人間関係を築くための取組（ソーシャルスキルトレーニング等）、児童の声に耳を傾ける体制づくり（各種アンケートのダブルチェック・ここタン）を大切にする。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー図・「4つの約束」）を行う。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるこができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育、また、いじめを見逃さない日の取組を充実し、生命の尊厳を大切にす気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の4点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童の自己存在感を高める支援をする。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。
 - ④ 児童の活躍の場（係・当番活動、清掃活動等）を設け、具体的な姿や思いの価値付けや方向付けをする。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発、警察や専門家等による情報モラル教育等の指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、授業（情報教育等）を通して計画的に指導するとともに、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・「見て見ぬふりをする」ことは、いじめをすることと同じであることを指導する。
- ・教師の指導の姿から、「秘密はかならず守り、適切に対応している」という、児童や保護者との信頼関係を築く。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・アンケート調査に「仲間が困っていることを見たことがある」ことを記入する欄を設けて情報提供を求め、収集に努める。封筒に入れて配付し自宅で記入したり、アンケートを行うことをスマート連絡帳で保護者に周知したりするなど、収集の方法や環境を工夫する。

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、ここタン、定期的なアンケート（心のアンケート）、アセス(学校適応感尺度の調査)等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、個への対応や学級づくりに生かす。いじめを受けていると思われる情報を得たときには、速やかに「いじめ防止等対策推進会議」を開催し、適切に対処する。速やかに、組織的に動くための校内連携組織について、別図に示す。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止等対策推進会議」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめ対策監や管理職は校内巡視を適宜行い、学習活動等の観察や支援、声かけを通して、心の健康についての状況把握に努める。
- ・校内フロー図による情報共有、連携、指導の道筋を全職員に周知し、迅速かつ適切な指導体制を整える。
- ・いじめ事案、或いはいじめの疑いがある事案が明らかになったときには、いじめ対策監が生徒指導主事と連携を図り、「いじめ防止等対策推進会議」を招集して情報共有し、校長の指示のもと、直ちに事実確認等の動き出しをする。
- ・対応マニュアル（校内フロー図）の流れに沿い、被害を受けた側とした側の双方に事実確認のための聞き取りやその後の指導を行う。その際、被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を行う。当日内に家庭連絡をする。
- ・「いじめ防止等対策推進会議」で共有した情報を、当日内に全職員で共有するとともに、市へ報告する。

(4) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談に努める。
- ・アンケート調査後は、担任やその他の職員、管理職による教育相談を全児童に対して行い、記述内容の詳細について聞き取りをして指導に生かす。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(5) 教職員の研修の充実

- ・生徒指導事例研や毎月の職員会、現職研修の場で、計画的な職員研修を実施して市や校内の対応マニュアルの理解を図るとともに、ロールプレイングの手法を取り入れる等の工夫をして、教師の指導力や学校組織の対応力を高める。
- ・研修計画はいじめ対策監が立案し、計画的に実施する。
- ・ブロック人権研等を通して、教師の人権感覚を高めたり、いじめ未然防止に関わる児童主体の活動を創造したりすることに努める。
- ・「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」等の各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、研修内容を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を確実にし、謝罪等の指導を親身になって行う。管理職は、その動きをかならず確認する。
- ・指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする（被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け）。
- ・学校運営協議会やPTA役員会等を通じて、いじめ事案（疑いも含め）について保護者や地域からの積極的な情報提供について依頼する。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめ事案（疑いを含む）の情報を得たときには、直ちに教育委員会へ連絡し、指示や指導を受けて組織的な対応にあたる。
- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、スクールロイヤー、病院、こどもサポート総合センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報共有や支援・指導の際の連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童及びその保護者の支援並びに加害児童の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。校外の委員については、必要に応じて招集する。

学校職員：校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、養護教諭、教育相談主任、教育相談コーディネーター、当該学級の担任

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、医師、民生委員・児童委員、主任児童委員 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「網代小学校いじめ防止プログラム」

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施〔前年度の実態と対応等の引き継ぎ。岐阜市「いじめ防止のための総合的な取組」の理解、学校いじめ防止基本方針（以下「方針」）と対応マニュアル（指導フロー）の確認、「いじめを見逃さない日」の年間指導計画の確認〕 ・「よいこと見つけ、かがやき見つけ」の活動の指導（短学活） ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の説明 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・前年度実施のアセス調査の共通理解（事例研修） ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・アセスの実施（4年生以上対象） ・「いじめ防止対策推進会議①」の実施（外部専門家も含む） <p>※事案発生時は、4月より当日に召集・実施</p>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止強化週間」の取組（6月24日～7月3日） ・「いじめ防止月間」いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会（児童会主催によるいじめ防止の取組について） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進会議②」の実施 ・心のアンケート（記名式）の実施 アンケート実施後すぐに教育相談の実施、指導、事後指導等の見届け 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「7/3いじめについて考える日」の取組と保護者への啓発（学級懇） ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・児童生徒向けネットいじめ研修① ・「いじめ防止対策推進会議③」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> （・岐阜市生徒会サミット） ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・「いじめ防止対策推進会議④」の実施（1学期の取組の評価） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・心のアンケート（無記名式）の実施 アンケート実施後すぐに教育相談の実施、指導、事後指導等の見届け ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・Webページ等による取組経過等の報告 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・学年部会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・アセス調査の結果を生かした今後の指導（職員会） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会を中心とした「仲間意識を高める」取組 ・アセスの実施（4年生以上対象） ・児童生徒向けネットいじめ研修② ・心のアンケート（記名式）の実施 アンケート実施後すぐに教育相談の実施、指導、事後指導等の見届け 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（「いじめを見逃さない日」の取組） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」 （次年度に向けて） ・「いじめ防止対策推進会議⑤」の実施 （いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・児童会の取組のまとめ ・心のアンケート（無記名式）の実施 アンケート実施後すぐに教育相談の実施、指導、事後指導等の見届け ・「いじめ防止対策推進会議⑥」の実施 （外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめを見逃さない日」の具体的な取組 ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、校長の指導のもと、直ちに組織的にかつ丁寧な事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的に必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自分の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守りや心のケアについて、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【基本的な対応順序】→別紙フロー図参照

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切

に提供する。

- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめの未然防止、いじめの実態把握や措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・ 保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年(卒業後)とする。
(「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂 参照)

○ 指導記録について

- ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯・児童の意識、保護者の反応等の記録を確実に残す。
(いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議の記録 等)

○ 校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・ 個人カード、ファイル等への記録を随時行い、情報を適切に管理保管し、進学及び進級における学級編制や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。